

## 牛島総合法律事務所「外国の個人情報の保護に関する制度」調査

## モーリシャス共和国

2022年3月30日

牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰

同 柳田 忍

同 近藤綾香

## <元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年3月18日
法律事務所	Appleby (https://www.applebyglobal.com/)
担当弁護士	Malcolm Moller, Group Managing Partner
	<u>Vaishali Damonaiko</u> , Associate
連絡先	+230 203 4300

個人情報の保護	包括的な法令として、以下の法令が存在する。		
に関する制度の	■ 2017年データ保護法(Data Protection Act 2017)		
有無	- URL: https://dataprotection.govmu.org/Pages/The%20Law/Data-		
	Protection-Act-2017.aspx		
	- 施行状況:2018年1月5日施行		
	- 対象機関:公的部門及び民間部門(自動化された手段による全部又は一		
	部の処理や、データファイリングシステムの一部を形成し、又は形成す		
	ることが予定される自動化された手段以外の手段により個人データの処理。		
	理。なお、公的部門間での必要な情報交換や、純粋な個人的又は家庭的 活動の過程における個人データの処理を除く。)		
何しはおの欠業			
	EUの十分性認定:なし		
	APECのCBPRシステム:なし		
ついての指標と			
なり得る情報			
OECD プライ	OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権		
バシーガイドラ	利については、以下のとおり。		
イン8原則に対	① 収集制限の原則 上記法令に規定されている。		
応する事業者等	② データ内容の原則 上記法令に規定されている。		
の義務又は本人	③ 目的明確化の原則 上記法令に規定されている。		
の権利	④ 利用制限の原則 上記法令に規定されている。		
	⑤ 安全保護の原則 上記法令に規定されている。		
	1		

⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。
⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。

## その他本人の 権利利益に重 大な影響を及 ぼす可能性の ある制度

- 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響 を及ぼす可能性のあるもの
- 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の
  - 以下の場合には、データ保護法の適用が除外されているため、民間企業が保有する個人データへのアクセスを制限する規定が存在しない。
    - 1) 民主主義社会において、以下のために必要かつ適切な措置を構成する場合
      - (a) (c)を条件とした国家の安全、防衛又は公安の保護
      - (b) 刑罰の執行を含む犯罪の予防、捜査、探知又は訴追
      - (c) 国家の経済的又は財政的利益を含む一般的な公共の利益の目的
      - (d) 司法の独立及び司法手続の保護

権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

- (e) データ主体又は他人の権利及び自由の保護
- (f) COVID-19の期間中のライセンス、許可又は認可の発行
- 2) 歴史的、統計的又は科学的研究のための個人データの処理であって、当該個人データのデータ主体の権利と自由を保護するために DPAに規定されたセキュリティおよび組織的措置が実施される場合
- 3) 国家の安全、防衛又は公安の確保のため必要があると首相が認める場合

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\_pi\_legislation/